

第3期山北町子ども・子育て支援事業計画 施策体系（案）

①「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」の施策体系		見直しの視点		④「第3期山北町子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（案）			
項目（第4章の施策の展開）		②こども大綱	③ニーズ調査結果等から見た 主な課題	項目（第4章の施策の展開）			
1 教育・保育提供区域の設定		1 ライフステージを通した重要事項 (1)子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)こどもの貧困対策 (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (7)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 2 ライフステージ別の重要事項 (1)こどもの誕生前から幼児期まで ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 (2)学童期・思春期 ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり ②小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ④いじめ防止 ⑤不登校の子どもへの支援 ⑥校則の見直し ⑦体罰や不適切な指導の防止 ⑧高校中退の予防、高校中退後の支援 (3)青年期 ①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援 (3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4)ひとり親家庭への支援		1 教育・保育提供区域の設定			
2 保育の必要性の事由と認定区分				2 保育の必要性の事由と認定区分			
3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策				3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策			
4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策				4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策			
5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策	(1) 地域子育て支援拠点事業			5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策		(1) 地域子育て支援拠点事業	
	(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）					(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）	
	(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等					(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等	
	(4) 病児保育事業					(4) 病児保育事業	
	(5) 利用者支援事業					(5) 利用者支援事業	
	(6) 妊婦健康診査					(6) 妊婦健康診査	
	(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）					(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）	
	(8) 養育支援訪問事業					(8) 養育支援訪問事業	
	(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）					(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	(10) 延長保育事業（時間外保育事業					(10) 延長保育事業（時間外保育事業	
	(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）					(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）	(12) 産後ケア事業
		(13) 児童福祉法改正に伴う新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）					
		(14) こども誰でも通園制度					
6 その他の子ども・子育て関連事業の目標	(1) 特別な支援が必要な子どもに対する支援	6 子育て当事者への支援に関する重要事項		(1) ひとり親家庭の自立支援の推進			
	(2) 障がい児に対する支援			(2) 仕事と生活の調和と基盤整備			
	(3) 児童虐待防止対策（要保護児童対策協議会）の充実・強化			(3) 子どもの貧困対策の推進			
	(4) ひとり親家庭の自立支援の推進			(4) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減			
	(5) 仕事と生活の調和と基盤整備			(5) 安心して外出できる環境の整備			
	(6) 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブと放課 後子ども教室の連携）						
	(7) 子どもの貧困対策の推進						
		7 子ども本人への支援に関する重要事項		(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知			
				(2) ライフステージを通した子育て支援の推進			
				(3) 障がい児・医療的ケア児に対する支援			
				(4) 児童虐待防止対策（要保護児童対策協議会）の充実・強化			
				(5) 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージの推進）			
				(6) ヤングケアラーに対する支援の充実			
7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方				8 認定こども園の普及に係る基本的な考え方			
8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進				9 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進			
9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進				10 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進			
10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施				11 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施			